

令和8年度日向市教育交流協定締結支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

下記の業務に係る受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を次のとおり定める。

令和8年6月26日

日向市長 西村 賢

記

1 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度日向市教育交流協定締結支援業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別添「令和8年度日向市教育交流協定締結支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年11月30日まで
- (4) 目的

本業務は、日向市において、幼児期から小学校及び中学校段階までを主な対象として外国語教育の充実を図るため、母国語又は公用語が英語である外国自治体等との教育交流の可能性について調査及び検討を行い、協定締結先の選定並びに教育交流協定の締結に向けた支援を行うことを目的とする。

- (5) 提案上限額 1,650,000円以下（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格要件

提案者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 当該業務における日向市での競争入札参加資格を有していること。  
ただし、本公告に定める入札参加資格（指名願い）の追加募集に係る申請（競争入札参加資格審査申請書一式の提出）を行い、当該資格の認定を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 公告日から契約締結日までの間に、日向市入札参加有資格業者の指名停止に関する要領（平成19年日向市告示第169号）及び日向市物品等入札参加有資格業者の指名停止に関する要領（平成29年日向市告示第62号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実等があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になっ

た者又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は警察当局から排除要請がある者でないこと。

(8) 本業務を適正かつ確実に履行できる体制を有すること。

(9) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が発注した、外国自治体との連携、国際交流、教育交流、調査研究、協定締結支援その他これらに類する業務について、過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に履行した実績を有すること。

## 2の2 参加資格要件の喪失

提案者が契約締結までの間に前項の参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

## 3 評価基準 別表「審査基準」のとおり

## 4 スケジュール

令和8年6月26日（金）	募集開始及び質疑受付開始
令和8年7月 2日（木）	質疑受付終了
令和8年7月 8日（水）	質疑回答
令和8年7月10日（金）	参加表明書提出締切
令和8年7月15日（水）	提案書提出締切
令和8年7月15日（水）	辞退届提出締切
令和8年7月16日（木）	企画審査日程通知
令和8年7月22日（水）	プレゼンテーション及びヒアリング
令和8年7月23日（木）	結果通知
令和8年7月30日（木）	契約協議・契約締結

## 5 参加表明手続

(1) 提出期限 令和8年7月10日（金）午後5時まで

(2) 提出場所 日向市教育委員会 学校教育課

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 提出書類

資料は全て日向市公式ホームページからダウンロードすること

<https://www.hyugacity.jp/>

提出書類	様式等		提出部数等
参加表明書類	様式第1号	参加表明書	原本1部 (クリップ留め) 写し1部 (ホッチキス留め)
	様式第1-1	会社概要	
	様式第1-2	委任状（必要な場合のみ）	
	様式第1-3	業務実績	
	様式第1-4	業務実施体制	

(5) 参加表明書類の記載に関する留意事項

- ① 様式規格は、A4規格・縦のみとし、A3規格の折り込みは不可とする。
- ② 文字サイズは、11pt以上とする。
- ③ 参加表明書類による用語は、日本語に限ること。
- ④ 各種様式の記載は、次のとおりとする。
  - 様式第1号参加表明書
    - ・参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。
  - 様式第1-1 会社概要
    - ・会社名、所在地等を記載すること。
    - ・企業概要や実施業務分野等を記載したパンフレット等の資料があれば提出すること。
  - 様式第1-2 委任状
    - ・委任状が必要な場合において提出すること。
  - 様式第1-3 業務実績
    - ・参加希望者の令和3年度から令和7年度までの5年間に受注した、本業務と同種若しくは類似の業務を行った実績を3件まで記載すること。
    - ・業務実績は元請として受注したものを対象とすること。
    - ・業務実績は、直近のものから記載すること。
    - ・記載した業務実績について実績証明書等(契約書の写しでも可)を提出すること。
  - 様式第1-4 業務実施体制
    - ・本業務遂行にあたり必要と思われる技術者の業務別配置計画等を、時系列的に記載すること。

(6) その他

令和8年度において当該業務に係る日向市競争入札参加資格の追加登録を申請する場合は、上記(4)に掲げる提出書類とあわせて日向市競争入札参加資格審査申請書一式を提出すること。

なお、追加登録の可否は、関係規程及び審査手続に基づき決定し、その結果は書面により通知する。ただし、資格者名簿への追加登録を行った者がプレゼンテーションを辞退した場合、遡って資格者名簿から登録を取り消すものとする。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書(様式第6号)
- (2) 受付期間 令和8年6月26日(金)から令和8年7月2日(木)まで  
午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先

日向市教育委員会 学校教育課(プロポーザル担当:甲斐)  
〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号  
TEL:0982-66-1037(内線2423)  
FAX:0982-54-2189  
Email:gakko@hyugacity.jp

## (5) 回答方法

令和8年7月8日(水)午後5時までに、市ホームページに掲載し、必要に応じて電子メールにより回答する。

なお、質問に対する回答は、本実施要項及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。

## 7 参加資格の確認

- (1) 市長は、参加表明書の提出があったときは、プロポーザル審査会に諮り、参加表明者の資格条件を審査し、及び確認するものとする。
- (2) 参加資格確認の結果は、プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第2号)により通知する。
- (3) 参加資格を有しないことを確認した者には、その理由を付して通知する。
- (4) 参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により市長に対してその理由の説明を求めることができる。

## 8 提案書等提出手続

参加資格を有することを確認した旨の通知を受けた者は、次により提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月15日(水)午後5時必着
- (2) 提出場所 日向市教育委員会 学校教育課
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)  
あわせて、PDF データも電子メールで事務局アドレス(gakko@hyugacity.jp)に送付すること。
- (4) 提出書類
  - ① 提案書(様式第7号を鑑とする。)
  - ② 見積書(任意様式。見積額の内訳を記載すること。)
  - ③ その他必要に応じて市が求める資料
- (5) 提出部数 各2部(原本1部、写し1部)
- (6) 提案書の作成に関する留意事項
  - ① 提案書本文には、参加者を特定できる名称、商号、ロゴマークその他提案者を識別できる表示をしてはならない。ただし、様式第7号による鑑はこの限りでなく、提案書本文とは別綴りで提出すること。
  - ② 様式規格は、A4規格縦とし、仕様書に記載されている各業務及び仕様書等に記載のない自由提案についての提案書を20枚以内(表紙・目次は含まない。)で作成すること。  
※A4片面を1枚と算定し、両面印刷も可とする。
  - ③ 文字サイズは、11pt以上とする。
  - ④ 図、絵、写真等の使用は可とする。
  - ⑤ A3規格の折り込みは可とするが、枚数は2枚と計算すること。
  - ⑥ 提案書に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
  - ⑦ 提案書は、別表「審査基準」ごとに作成し、その順に整理し提出すること。
  - ⑧ 提案書は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の目的、業務範囲及び成果物を的確に理解した上で作成すること。

- ⑨ 提案書提出後の資料追加又は訂正は認めない。
- ⑩ 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ⑪ 提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、市は、審査、説明、公表その他必要な範囲で複写することができる。
- ⑫ 提出された提案書は、原則として返却しない。
- ⑬ 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、必要に応じて指名停止等の措置を行うことがある。

#### (7) 辞退

提案書提出後に辞退する場合は、令和8年7月15日(水)午後5時までに辞退届(様式第3号)を電子メールにより提出すること。

#### (8) 企画提案書を提出する者が4事業者以上の場合

事務局において、別表審査基準のうち「8 ヒアリング・説明能力」を除いた書類審査により、上位3事業者を選考し、プレゼン等への参加を通知するものとする。なお、3位同点の場合は、見積額の低い事業者を3位とする。

### 9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)を対面またはオンライン(Web会議サービス)を使用して実施する。

#### (1) 開催日 令和8年7月22日(水)午前9時~(予定)

※ ヒアリングの日時、場所、実施方法等の詳細は、令和8年7月16日(木)に電話及び電子メールにより通知する。

#### (2) 時間構成 発表時間:40分程度(プレゼン20分以内、ヒアリング20分程度)

#### (3) 留意事項

- ① 会場(対面の場合)には、ホワイトボード、スクリーン及び電源を本市が用意する。
- ② プレゼンテーションに必要な機器は、対面の場合は提案者が持参すること。オンラインの場合は、提案者が通信端末(カメラ・マイク等)及び画面共有に必要な機器並びに通信環境を準備すること。
- ③ 説明は、提案書に記載した内容に限る。
- ④ 参加人数は最大2名とする。
- ⑤ オンライン実施の場合の使用アプリケーション(例:Zoom等)、接続方法及び当日の進行手順等は、該当者に対して別途通知する。
- ⑥ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。
- ⑦ プレゼン等の順番は、企画提案書の提出順とする。
- ⑧ プレゼン等に出席しない場合は、採点を行わず、失格とする。

### 10 審査及び通知

(1) 参加資格確認及び提案書の審査は、職員等で組織するプロポーザル審査会において行う。

(2) 審査会は、別表「審査基準」に基づき提案書の審査及び評価を行い、最優秀者1者及び次順位者1者を特定する。

- (3) 市長は、必要があると認めるときは、提案者に対して説明を求めることができる。
- (4) 審査結果は、結果通知書（様式第5号）により、令和8年7月23日（木）に提案書を提出した全ての者に対し、郵送及び電子メールにより通知する。
- (5) 提案書を特定した者を受託候補者とする。
- (6) 提案書を特定しなかった提案者に対しては、特定しなかった旨及びその理由を通知する。
- (7) 提案書を特定しなかった旨の通知を受けた提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により市長に対しその理由の説明を求めることができる。
- (8) 評価内容及び審査結果は、市ホームページに公表する。

#### 1 1 無効となる参加表明書又は提案書等

次のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。

ただし、軽微な不備であって審査の公平性に影響がないと市が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

#### 1 2 失格となる提案者

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要項に定める手続以外の方法により、審査委員又は関係者に対し、プロポーザルに関する援助を求めた場合
- (2) ヒアリング時に出席できない場合（対面又はオンラインへの接続を含む。）
- (3) 参加資格確認後、契約締結までの間に2に定める参加資格要件を有しなくなった場合
- (4) 提案上限額を超える提案をした場合

#### 1 3 契約手続

- (1) 受託候補者と契約手続の協議（提案内容の調整を含む。）を行う。辞退その他の理由により契約できない場合は、次順位者と契約交渉を行う。
- (2) 契約協議及び契約締結は、令和8年7月30日（木）を予定する。
- (3) 契約手続及び契約書は、日向市財務規則その他関係規程の定めるところによる。
- (4) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて日向市と受託候補者が協議の上、定めるものとする。

#### 1 4 その他

- (1) 提出書類等の作成及び提案書・ヒアリング審査に際して必要となる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本要項に定めのない事項は、日向市プロポーザル方式実施要綱その他関係規程の定めるところによる。

(3) 社会情勢その他やむを得ない事情により、日程、実施方法その他本プロポーザルの内容を変更する場合があります。この場合は、市ホームページ等により通知する。

1.5 問い合わせ先

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

日向市教育委員会 学校教育課（担当：甲斐）

TEL：0982-66-1037（内線2423）

FAX：0982-54-2189

Email：gakko@hyugacity.jp